

一般質問発言通告書

令和2年11月30日
午 時 分受付
(通告書 枚)No.1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和2年11月30日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川村直子 印

質問事項	要 旨	答弁者
1 投票環境の整備、充実について	<p>つくば・市民ネットワークでは、投票の権利は市民一人ひとりの政治参加の基本的権利の中で最重要だと考えています。しかし、今回のつくば市長・市議会議員選挙は、過去最低の投票率だった前回の53.3%よりも更に下がり、51.6%と半分を割る間近でした。今まで必ず投票に行っていたご高齢の方が、身体的問題のために投票所まで行くことが難しくなったとのお話を多く聞いており、この点について特に危惧しております。</p> <p>今後も国政・県政の選挙が続きます。今回の選挙を振り返り、投票環境の整備・充実を図ることで、今後の選挙の投票率向上につなげるため、以下について伺います。</p> <p>(1) 投票のしやすさについて</p> <p>ア 投票所のバリアフリー</p> <p>(ア)全75か所の投票所で、土足で出入りできるようになっていますか。</p> <p>(イ)全投票所で段差がなく、車いすでも不自由なく出入りできるようになっていますか。</p> <p>イ 投票所へのアクセスについて</p> <p>(ア)投票所の適正な配置について</p> <p>a 現在の配置はいつ頃定められたものですか。</p> <p>b 配置基準はどうなっていますか。(人口当たり、面積当たりなど)</p> <p>c 投票所の配置の見直しはどのように行っていますか。</p> <p>(イ)投票所へ行くことが困難な方への対応</p> <p>a 移動投票所の検討状況はどうなっていますか。</p> <p>b 投票所への移動支援として、つくタク利用などの検討状況はどうなっていますか。</p>	市長 選挙管理委員会事務局長

質問事項	要 旨	答弁者
<p>2 障害があっても誰もが自分らしく暮らせる社会づくり</p>	<p>ウ 期日前投票 商業施設等での期日前投票所が増加していることは、大変評価できます。 期日前投票所周辺における看板等の案内が、不足していると思いますが、改善方法について伺います。</p> <p>(2) 投票についての広報、周知について</p> <p>ア 選挙ポスター掲示板の適正な配置について (ア) 現在の配置はいつ頃定められたものですか。 (イ) 配置基準はどうなっていますか。(人口当たり、面積当たりなど) (ウ) 掲示場所の見直しはどのように行っていますか。</p> <p>イ 様々な不自由がある方への投票の権利保障について (ア) 代理投票、点字投票を実施していることは、市の Web ページと市民べんり帳に記載されていますが、周知が十分ではありません。 より多くの市民に周知する方法について伺います。 (イ) 投票所入場券の男女別表記をやめてほしいとの性的少数者自身の要望により、表記をやめる自治体が増加しています。 つくば市ではこの問題にどのように取組みますか。 (ウ) 郵便等による不在者投票 a つくば市では、どのくらいの人数の方が郵便等による不在者投票を利用されているのでしょうか。 b つくば市では、郵便投票における基準の見直し等が必要ではないかとの認識は、おありでしょうか。</p> <p>(3) 投票率向上のために、年代別投票率を分析する必要性について</p> <p>つくば・市民ネットワークでは、これまで「障害があっても誰もが自分らしく暮らせる社会づくり」を目指して様々な課題に取り組んできました。今後ともその姿勢は変わりません。 今回の選挙前、「障害×提案=住みよいつくばの会」より、市長候補者及び市議会議員候補者宛に、つくば市の障害者施策についての公開質問状が届けられました。私も市議候補者として回答し、市長候補者も回答しました。 これは障害を持つ人も持たない人も、課題について関心を寄せる市民が多く関わり、話し合いを重ねた結果の公開質問であり、市政への市民参加の取り組みとして大変意義あるものと捉えています。無論、障害者施策としても優先度の高い事案であり、私も今後実現に向けてともに取組んでいきたいと考えております。 五十嵐市長は以下の6つの質問に対し、大変前向きに回答しておられ、マニフェストに明言されている項目もあります。そこで、今後実現に向けて、具体的にはどのような方法で取組んでいかれるご予定か、伺います。</p>	<p>市長 担当部長</p>

質問事項	要 旨	答弁者
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉タクシー券を他制度との選択制とし、社会参加を促進する。 (2) 就労中の重度障害者への公的な介助サービスを実現する。 (3) 市役所に遠隔手話通訳システムを導入する。 (4) 改正バリアフリー法に基づき、つくば市のマスタープラン・基本構想を作成する。 (5) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進める。 (6) 宿泊を伴う校外学習時への特別支援教育支援員の付き添いを可能とする。 	

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。